



福井労働局発表
平成29年8月29日(火)

担当

福井労働局雇用環境・均等室
室長 森田 邦子
監理官 高柳 純子
室長補佐 上野 郁
電話 (0776) 22-3947

平成28年度福井労働局における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する事業所指導状況について

～ 57.6%の事業所でセクシュアルハラスメント防止措置に不備 ～

福井労働局（局長 早木武夫）は、平成28年度に実施した男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する事業所への指導状況を取りまとめましたので、公表します。

指導内容としては、「セクシュアルハラスメント防止措置の不備」や「育児短時間勤務制度等育児・介護休業等規定の未整備」等が、多く見られました。

福井労働局では、労働者からの相談情報等も踏まえ、引き続き、事業所指導や法の周知・啓発を行うとともに、本年1月に新たに事業主の義務とされた、いわゆる「マタニティハラスメント防止措置」が講じられるよう指導・周知を行います。

【ポイント】

1 男女雇用機会均等法に基づく指導（法第29条）

- (1) 男女雇用機会均等法について、雇用管理の実態把握を行った139事業所のうち、何らかの法違反が確認された事業所は105事業所（75.5%）であった。
- (2) 指導事項の内容は、セクシュアルハラスメントに関する指導が最も多く80件（50.0%）、次いで母性健康管理に関する指導が75件（46.9%）であった。
セクシュアルハラスメントに関する指導（80件）をした事業所の割合は57.6%と全国の53.2%を上回った。（全国違反事業所3,860／全国実態把握事業所7,257）

2 育児・介護休業法に基づく指導（法第56条）

- (1) 育児・介護休業法について、雇用管理の実態把握を行った147事業所のうち、何らかの法違反が確認された事業所は144事業所（98.0%）であった。
- (2) 指導事項の内容は、育児休業の所定労働時間の短縮措置に関する指導が最も多く132件（57.9%）であった。

3 パートタイム労働法に基づく報告徴収（法第18条）

- (1) パートタイム労働法について、雇用管理の実態把握を行った121事業所のうち、何らかの法違反が確認された事業所は106事業所（87.6%）であった。
- (2) 指導事項の内容は、労働条件の文書交付に関する指導が最も多く72件（24.7%）、次いで通常労働者への転換措置に関する指導が65件（22.3%）であった。

詳細は別紙をご覧ください。

1 男女雇用機会均等法に基づく指導

平成 28 年度に雇用管理の実態把握を行った 139 の事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 105 事業所（75.5％）に対し、160 件の指導を行った。（表 1）

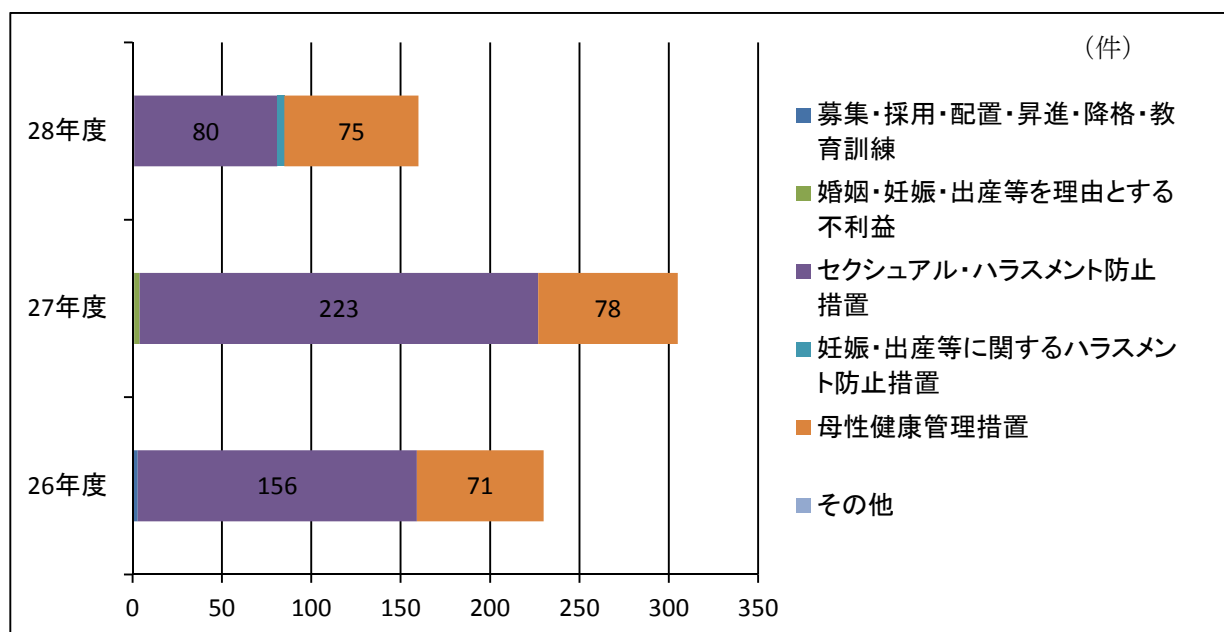
指導事項の内容は、セクシュアルハラスメント 80 件（50.0％）が最も多く、次いで母性健康管理 75 件（46.9％）となっている。（図 1）

表 1 男女雇用機会均等法に基づく指導内容の推移 (件)

指導内容	26 年度	27 年度	28 年度
性差別（募集・採用・配置・昇進・降格・教育訓練等）	3	1	0
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0	3	1
セクシュアルハラスメント防止措置	156	223	80
妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置 ※平成 29 年 1 月 1 日施行	—	—	4
母性健康管理措置	71	78	75
その他	0	0	0
合計	230	305	160

※ セクシュアルハラスメント防止措置について、平成 27 年度以前と平成 28 年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

図 1 男女雇用機会均等法に基づく指導内容



2 育児・介護休業法に基づく指導

平成 28 年度に雇用管理の実態把握を行った 147 の事業所のうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された 144 事業所（98.0％）に対し、390 件の指導を行った。（表 2）

指導事項の内容は、育児関係の所定労働時間の短縮措置（3 歳までの子を養育している労働者の 1 日の所定労働時間を原則 6 時間に短縮する措置）132 件（57.9％）が最も多くなっている。（図 2-1）

表 2 育児・介護休業法に基づく指導内容の推移 (件)

		26 年度	27 年度	28 年度
育 児 関 係	休業制度	33	38	38
	子の看護休暇	28	29	26
	所定外・時間外労働等の制限	32	40	17
	所定労働時間の短縮措置等	101	99	132
	休業等に関するハラスメント防止措置 ※平成 29 年 1 月 1 日施行	—	—	14
	その他	2	5	1
	合計	196	211	228
介 護 関 係	休業制度	13	8	22
	介護休暇	7	3	10
	所定外・時間外労働等の制限	5	5	1
	所定労働時間の短縮措置等	29	26	20
	休業等に関するハラスメント防止措置 ※平成 29 年 1 月 1 日施行	—	—	14
	その他	3	3	1
	合計	57	45	68
職業家庭両立推進者		58	59	94
合計		311	315	390

図 2-1 育児・介護休業法に基づく指導内容（育児関係）

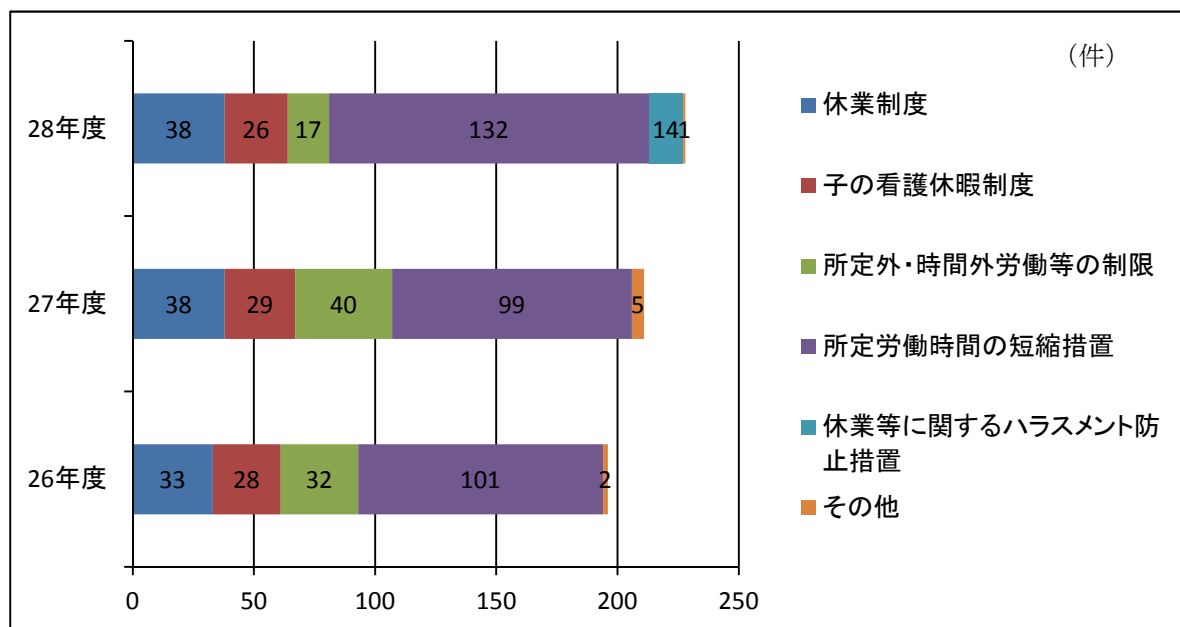
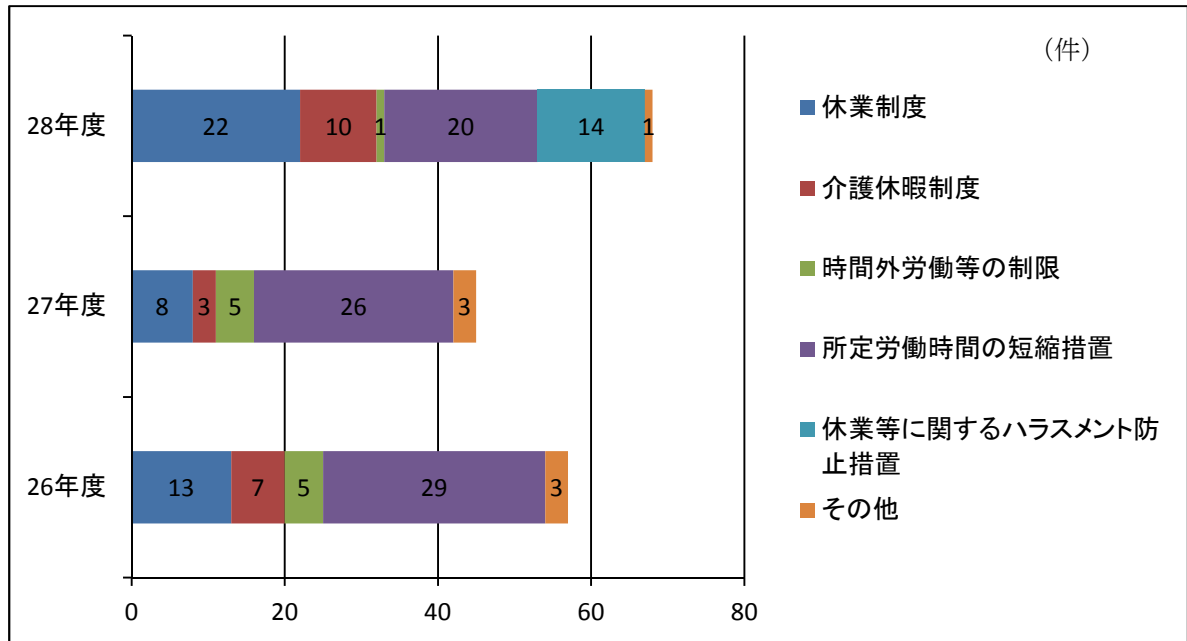


図 2 - 2 育児・介護休業法に基づく指導内容（介護関係）



3 パートタイム労働法に基づく指導

平成 28 年度に雇用管理の実態把握を行った 121 の事業所のうち、何らかのパートタイム労働法違反が確認された 106 事業所（87.6％）に対し、291 件の指導を行った。（表 3）

指導事項の内容は、労働条件の文書交付等 72 件（24.7％）が最も多く、次いで通常労働者への転換措置 65 件（22.3％）となっている。（図 3）

表 3 パートタイム労働法に基づく指導内容の推移 (件)

	26 年度	27 年度	28 年度
労働条件の文書交付等	7	62	72
就業規則の作成手続	5	34	4
賃金の均衡待遇	15	14	11
通常の労働者への転換措置	60	45	65
措置内容の説明 ※平成 27 年 4 月 1 日施行	—	36	54
相談体制の整備 ※平成 27 年 4 月 1 日施行	—	35	47
短時間雇用管理者の選任	36	19	38
その他	70	23	0
合計	193	268	291

図 3 パートタイム労働法に基づく指導内容

